

公民館

区分		改正前 (1回当たり)	改正後 (1時間当たり)
志道公民館 大成公民館 竹木場公民館 高島公民館 久里公民館 鬼塚公民館 湊公民館	100㎡未満	2,120円	600円
神集島公民館 大良公民館 西唐津公民館 東唐津公民館 長松公民館 成和公民館 佐志公民館 浜玉公民館	100㎡～200㎡	5,330円	1,600円
北波多公民館 肥前公民館 鎮西公民館 打上公民館 呼子公民館 七山公民館	200㎡以上		2,200円

【備考】

- ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合（ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。
- ・利用時間が1時間未満の場合は、1時間の利用とみなします。

【担当課】

教育委員会生涯学習文化財課

【電話番号】

0955-72-9159